

## 仕様書（案）

### 1 委託件名

福岡市成人期ひきこもり地域支援センター事業運営業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

### 3 業務目的

ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の自律を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

### 4 実施場所

名 称 福岡市ひきこもり成年地域支援センター

所在地 福岡市中央区舞鶴2-5-1（あいれふ内）なお、移転の必要が生じた際は、隨時、移転作業を含めて対応すること。また、事業の遂行にあたって貸室等を利用する場合の借上費は受託者が負担する。

開所日 月曜日～金曜日の週5日。

開設時間 1日8時間。10時～18時（相談受付は17時まで）

※但し、第1火曜日のみ12時～19時とする。

閉所日 土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

### 5 対象者

市内に居住する概ね20歳以上のひきこもり状態にある本人及びその家族等（以下、「対象者」という。）とする。

### 6 業務内容

本事業の受託者は、事業の目的を達成するため、ひきこもりの長期化・高齢化や社会情勢に対応し、生活に身近な場での相談等、民間活力やひきこもり（ピア）サポーターを活用した支援を一層充実させ、関係機関と連携して下記事業を実施する。

事業内容は、国が示す「ひきこもり対策推進事業実施要領」、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」や「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」などに沿うものとする。

#### （1）相談支援

対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問等のアウトリーチ型支援を行う。また、対象者のニーズに応じてオンラインの

活用を推進するものとする。対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関と情報交換を行いながら、連携して支援するものとする。支援内容については、記録を作成する。

また、20歳未満を対象者とする福岡市思春期ひきこもり地域支援センターとの連携はとくに密に行い、ケースの支援が途切れないよう留意すること。

支援にあたっては、「生活困窮者自立支援制度とひきこもり支援機関等との連携について」（令和7年4月1日付け社援地発0401第13号）に基づき、十分に連携すること。

#### (2) 家族支援

家族が交流できる場の設置等、家族の孤立を防ぎ交流や相互支援の促進を図るものとする。また、対象者のニーズに応じてオンラインの活用を推進する。

#### (3) 関係機関との連携体制の構築及び支援

ア 対象者の相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなるひきこもり支援者ネットワーク会議等を開催し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるように努める。

イ 関係機関と連携し、情報交換やひきこもり相談における助言や支援者に対する研修会の開催、ネットワーク構築、社会資源の育成、活用を図る。

ウ 対象者の声を聞きそれぞれの状況に寄り添った支援ができるよう、ひきこもり支援者ネットワーク会議や支援のつなぎ先である関係機関にひきこもり当事者団体・家族会を加えるなど、ひきこもり当事者団体・家族会との連携に努める。

エ 地域に出向き啓発・交流の場の提供や相談を行う。

オ 就労以外の社会参加の場として、地域の様々な社会資源の開拓を図る。

カ 必要に応じて市及び福岡県、関係機関が開催する会議等に出席する。

キ 上記(ア)から(カ)を実施するにあたり、必要に応じてオンラインの活用を推進するものとする。

#### (4) 居場所の開設

対象者が安心して自由に過ごせる場として居場所を開設する。また、対象者のニーズに応じてオンラインの活用を推進する。

#### (5) ひきこもりサポーターの養成・活用

受託者は、対象者に対する訪問支援等（ひきこもり状態からの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識を習得するための「ひきこもりサポーター養成研修」を行い、研修修了者等を対象に、サポーターとして活動することに同意した者を名簿に登録し管理する。また受託者は、対象者への支援にあたって、サポーターによる支援が効果的であると考えられる場合であって、対象者がサポーターによる支援を希望する場合には、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援や情報提供などの支援を継続的に実施する。

また、居場所の運営補助などサポーターの活躍の場を積極的に提供し、サポーター活動が円滑に実施できるよう努める。

#### （6）情報発信

ホームページを作成し、適宜更新等の管理を行いながら、ひきこもり成年地域支援センター利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知など、ひきこもり支援に関する情報発信を行う。また、市と共に働き、ひきこもりに関する講演会や研修会の企画運営を行い、オンラインを活用し、より多くの市民へひきこもりに関する啓発を図る。

#### （7）その他のひきこもり支援推進事業

上記（1）から（6）までの事業以外でひきこもり支援の推進を目的とした事業を実施する。

### 7 人員配置等

本事業を行うため、次の職員を配置すること。

#### （1）ひきこもり支援コーディネーター

ひきこもり支援コーディネーターを3人以上配置すること。また、ひきこもり支援コーディネーターとなる者は、専門職とする。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する者、又は、これらの有資格者と同等の相談業務等を行うことができる者を配置すること。

なお、専門職1人以上は常勤（週5日勤務）とする。

#### （2）地域支援員

ひきこもり支援関係機関及び区への支援やネットワークづくりを目的に地域支援員（週1日以上勤務）を配置すること。なお、地域支援員は、ひきこもり支援コーディネーターを兼務しても差し支えない。

#### （3）その他の体制

本事業の遂行上、市・関係機関との密な連携を図り、職員の業務に関する指揮監督を行う者を配置することが望ましい。

### 8 事業にかかる費用について

本事業の実施に係る経費は、本事業の委託契約にかかる委託料で賄うこととし、対象者に費用の支払いを求めてはならない。

### 9 市への報告

#### （1）受託者は、毎月、事業実績を市の指定する様式にて作成し、翌月10日までに報告すること。

- (2) 事業実施において疑義が生じた場合や、協議を要する事項があった場合は適宜報告し、協議すること。

## 10 秘密の保持

受託者は、対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

対象者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、対象者の了承を得ておくものとする。

## 11 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、労働基準法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、市の指示を受けること。
- (3) 委託業務の契約期間は単年度とし、かつ、更新はないものとする。
- (4) 受託者は、本事業に関わる経理は適切に処理するとともに、帳簿等を整備し、経理状況を明らかにすること。
- (5) 市は、事業の実施状況について、報告を求めることができる。
- (6) 受託者は、以下について運営規定を定め対象者に周知すること。
- ・事業対象者
  - ・利用にあたっての留意事項
  - ・その他運営に関する重要事項
- (7) 受託者は、業務が適切に遂行されるよう組織マネジメント及び人材育成に努めること。
- (8) 非常災害対策については、非常災害時計画を策定しそれに従って対応すること。
- (9) その他、必要な事項については別途協議する。